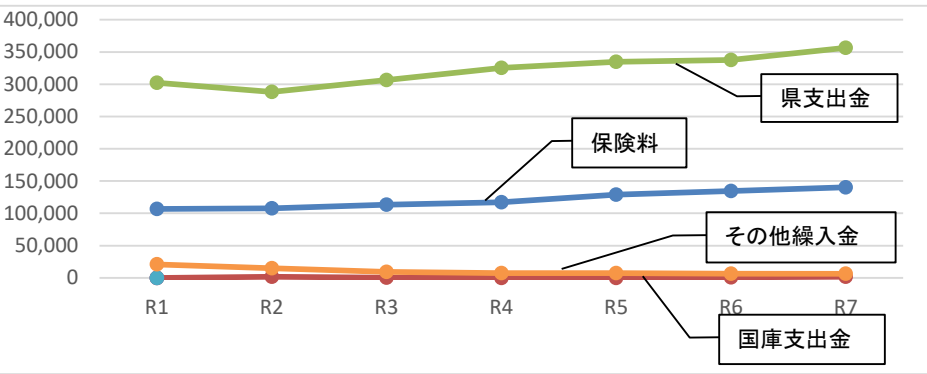


被保険者一人当りの諸費の推移

資料 1-4

(歳入)



【参考】被保険者数(年度平均)の推移

単位:人

R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	前年度比
37,284	36,358	35,773	34,311	32,616	31,166	29,936	-3.9%

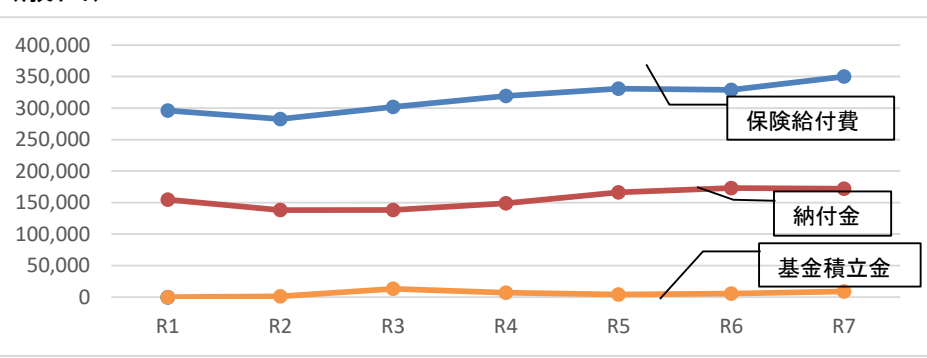
単位:円

被保険者一人当りの諸費の推移 (歳入)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	前年度比
保険料	106,819	107,673	113,597	117,099	129,136	134,779	140,364	4.1%
国庫支出金	25	1,743	263	12	18	651	1,689	159.4%
県支出金	302,043	288,103	306,274	325,144	334,763	337,751	356,407	5.5%
その他一般会計繰入金	20,855	15,094	9,335	7,467	7,242	6,417	6,347	-1.1%

単位:円

(歳出)



被保険者一人当りの諸費の推移 (歳出)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	前年度比
保険給付費	295,896	282,690	301,878	319,460	331,018	328,929	349,946	6.4
国民健康保険事業費納付金	154,568	138,104	138,357	149,048	166,354	173,123	171,988	-0.7
基金積立金	0	1,375	13,167.0	6,954.0	3,990.8	5,653.0	8,848.9	56.5

【用語説明及び概要】

保険料	国保加入者の所得や人数に応じて世帯単位で決まる。医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分からなる。 ⇒一人当たり保険料額は対前年4.1%の増。
国庫支出金	災害臨時特別補助金 被保険者証廃止に伴うマイナ保険証対応のシステム改修経費
県支出金	平成30年度の制度改正により市単独事業以外の医療費を賄うこととなった。普通交付金が医療費分、特別交付金が保険者努力支援分等となる。
その他一般会計繰入金	給付費等の不足分や各歳入予算科目における収入不足分を補填するために鎌倉市の一般会計から繰入れたもの。 ⇒一人当たり対前年1.1%の減。

保険給付費	一般被保険者に係る医療費など療養給付費等の経費。平成30年度以降は制度改正により、市単独事業以外は県が賄う。 ⇒一人当たりでは対前年6.4%増。
国民健康保険事業費納付金	平成30年度の制度改正により新設。財政上の責任主体である都道府県に納めるもの。